

## だいしん無担保住宅ローン

大垣西濃信用金庫  
(平成29年 8月4日現在)

1. 商品名	だいしん無担保住宅ローン ※職域サポート契約対象商品
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が満20歳以上70歳未満の方で完済時年齢が満80歳未満の方。</li> <li>・安定継続した収入がある方。</li> <li>・団体信用生命保険に加入できる方。</li> <li>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・当金庫の会員となれる方。</li> </ul>
3. お使いみち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>①不動産購入、新築、建替え、リフォーム(増改築、修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可 ※「諸費用」とは、印紙税、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(但し、①と合わせた申込みで100万円以内とさせていただきます) ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入に限らせていただきます。 ※他の住宅ローンの不足分を本商品で補なう目的でのお申込みはできません。</p> <p>②空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含みます) ※申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可 【対象となる空き家の条件】 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物でないこと</p> <p>③住宅ローン、リフォームローン、空き家解体費用ローンの借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>《留意事項》 ①保証対象とならないもの 次のいずれかに該当するものは、無担保住宅ローンの対象となりません。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子</p>
4. ご融資金額	50万円以上1,000万円以内(1万円単位) 但し、お使いみちが、「空き家解体費用」、「空き家解体費用ローンの借換え」の場合は、50万円以上500万円以内(1万円単位)となります。
5. ご利用期間	3ヵ月以上20年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利型(当金庫住宅ローンプライムレート+1.00%)</li> <li>・金利引下げプラン 最大5項目1.5%優遇。</li> <li>・職域優遇 「職域サポート契約」締結事業所に勤務の経営者・従業員の方0.2%優遇。</li> </ul> <p>【変動金利型】 ・ご融資の利率は、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。 ・4月1日基準の融資利率は7月返済分から10月1日基準の融資利率は翌年1月返済分から適用されます。</p>
7. ご返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。 ご返済日は、毎月6、16、26日のいずれかの日を選択していただきます。
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただけますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。

10.事務手数料	<p>事務手数料 32,400円(税込)</p> <p>繰上げ返済手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部繰上返済 <ul style="list-style-type: none"> <li>30万円以上(月1回) 無料</li> <li>30万円未満又は月2回目以降 5,400円(税込)</li> </ul> </li> <li>・全額繰上返済 <ul style="list-style-type: none"> <li>融資実行後3年以内 10,800円(税込)</li> <li>融資実行後3年超5年以内 7,560円(税込)</li> <li>融資実行後5年超7年以内 5,400円(税込)</li> <li>融資実行後7年超10年以内 3,240円(税込)</li> <li>融資実行後10年超 無料</li> </ul> </li> </ul>
11.団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。</li> <li>・保険料は当金庫が負担いたします。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 リスク統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地</li> <li>・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-5220 Eメール:<a href="mailto:ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp">ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp</a></li> <li>・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にリスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
13. その他	<p>お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>

## だいしん無担保住宅ローンリピートプラン

大垣西濃信用金庫  
(平成29年 8月4日現在)

1. 商品名	だいしん無担保住宅ローンリピートプラン ※職域サポート契約対象商品
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が満20歳以上70歳未満の方で、完済時年齢が満80歳未満の方。</li> <li>・安定継続した収入がある方。</li> <li>・団体信用生命保険に加入できる方。</li> <li>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・当金庫の会員となれる方。</li> <li>・当金庫のすべての基金保証付個人ローン、住宅ローン、カードローン、基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローンの利用実績者で一定の利用実績がある方。</li> </ul>
3. お使いみち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>①不動産購入、新築、建替え、リフォーム(増改築、修繕)資金およびそれに伴う諸費用  ※申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可  ※「諸費用」とは、印紙税、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等  ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(但し、①と合わせた申込みで100万円以内とさせていただきます)  ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入に限らせていただきます。  ※他の住宅ローンの不足分を本商品で補なう目的でのお申込みはできません。</p> <p>②空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含みます)  ※申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限ります)も可  <b>【対象となる空き家の条件】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込人またはその親族が所有する建物であること</li> <li>・事業専用で使用していた建物でないこと</li> </ul> </p> <p>③住宅ローン、リフォームローン、空き家解体費用ローンの借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>≪留意事項≫  ①保証対象とならないもの  次のいずれかに該当するものは、無担保住宅ローンの対象となりません。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業</li> <li>・支払先が、申込人の配偶者、親、子</li> </ul> </p>
4. ご融資金額	50万円以上1,000万円以内(1万円単位) 但し、お使いみちが、「空き家解体費用」、「空き家解体費用ローンの借換え」の場合は、50万円以上500万円以内(1万円単位)となります。
5. ご利用期間	3ヵ月以上20年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利型(当金庫住宅ローンプライムレート+0.80%)</li> <li>・金利引下げプラン 最大5項目1.5%優遇。</li> <li>・職域優遇「職域サポート契約」締結事業所に勤務の経営者・従業員の方0.2%優遇。</li> </ul> <p><b>【変動金利型】</b>  ・ご融資の利率は、毎年4月1日および10月1日現在の当金庫の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。  ・4月1日基準の融資利率は7月返済分から10月1日基準の融資利率は翌年1月返済分から適用されます。</p>
7. ご返済方法	毎月元金均等または毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。 ご返済日は、毎月6、16、26日のいずれかの日を選択していただきます。
8. 保証人・担保	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。

10.事務手数料	<p>事務手数料 32,400円(税込)</p> <p>繰上げ返済手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部繰上返済 <ul style="list-style-type: none"> <li>30万円以上(月1回) 無料</li> <li>30万円未満又は月2回目以降 5,400円(税込)</li> </ul> </li> <li>・全額繰上返済 <ul style="list-style-type: none"> <li>融資実行後3年以内 10,800円(税込)</li> <li>融資実行後3年超5年以内 7,560円(税込)</li> <li>融資実行後5年超7年以内 5,400円(税込)</li> <li>融資実行後7年超10年以内 3,240円(税込)</li> <li>融資実行後10年超 無料</li> </ul> </li> </ul>
11.団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫が契約している保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。</li> <li>・保険料は当金庫が負担いたします。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 リスク統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地</li> <li>・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-5220 Eメール:<a href="mailto:ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp">ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp</a></li> <li>・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にリスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</li> </ul>
13. その他	<p>お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>